

越谷市野球連盟規約

第一章 名称及び事務所

- 第 1 条 本連盟は、越谷市野球連盟と称する。
第 2 条 本連盟は、事務所を越谷市教育委員会内に置く。

第二章 目的及び事業

- 第 3 条 本連盟は、アマチュアスポーツとして正しい野球を越谷市全般に普及してその健全な発展を図るとともに、会員相互の親睦及び郷土の興隆に寄与することを目的とする。
第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行なう。
1 各種野球大会、講習会の開催
2 野球に関する研究調査
3 野球の普及発展に必要な指導奨励
4 会報、名簿その他の印刷物の発行
5 その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第三章 会員及び組織

- 第 5 条 本連盟の会員は、正会員と名誉会員とする。
第 6 条 正会員は、高校年齢層以上の者（高校生及び学生・生徒にあっては、学校、その他の連盟に登録されている者を除く。）をもって組織する軟式野球チームであって、次の条件を具備しなければならない。
(イ) 職域チーム
市内の官公庁、会社、商店、工場等で同一職場に勤務する者で編成するチーム。
(ロ) 地域チーム
市内に居住又は勤務する者のみによって編成するチーム。
第 7 条 正会員のチームは、監督、主将を含めて 10 名以上 30 名以内の競技者で編成しなければならない。
第 8 条 本連盟の目的及び事業を賛助する者をもって名誉会員とする。
第 9 条 本連盟は、正会員及び名誉会員をもって組織する。

第四章 役員

- 第 10 条 本連盟に下記の役員を置く。
1 会長 1 名
2 副会長 2 名
3 理事長 1 名
4 副理事長 若干名
5 理事 25 名以内
6 幹事 若干名
7 監事 2 名
第 11 条 会長及び副会長は、総会で選出する。会長は、本連盟を代表し会務を統轄する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

- 第 12 条 理事は、総会において選出する。理事は理事会を構成し、総会の議決により会務を掌理する。幹事は、理事会の議決により、会長が委嘱する。幹事は会務に従事する。
- 第 13 条 理事は互選により理事長 1 名、副理事長若干名を選出する。
- 第 14 条 理事長は理事会を代表し、会務を執行する。
- 2 理事長は会長、副会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副理事長は理事長の会務執行について補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第 15 条 監事は総会で選出する。監事は、会計を監査する。
- 第 16 条 本連盟は、顧問、参与を置くことができる。
- 第 17 条 役員任期は二年とする。但し再選を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。役員任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第 18 条 総会は定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 第 19 条 定期総会は毎年定期に開き、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の同意によって開くことができる。
- 第 20 条 会長は定期総会において会計その他重要な会務について報告する。
- 第 21 条 理事会は、理事長が招集し総会から委任された事項その他を審議する。

第五章 会 計

- 第 22 条 本連盟の経費は、会費、加盟金、大会参加費、助成金、寄附金、賛助金及びその他の収入でまかなう。
- 第 23 条 正会員は会費を年度始めに納入する。
- 2 加盟に際しては加盟費を納入する。年度内に会費を納入しない時は脱退したものとみなし再加入については加盟金を徴収する。
- 第 24 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終る。

第六章 規 律

- 第 25 条 正会員たるチームの構成員は一つのチーム以外に加入することはできない。
- 第 26 条 正会員たるチーム及びその構成員は本規約並びに付属規定に違反することはできない。
- 第 27 条 正会員たるチーム及びその構成員が前二条に違反したときは、役員会において除名あるいは大会への出場停止その他の処分をすることができる。
- 第 28 条 会費未納チームは本連盟の主催または後援する大会へ出場できない。

第七章 附 則

- 第 29 条 この規約の改正は、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意による。
- 第 30 条 本規約の施行について第 10 条第 5 項に定める理事 25 名は、チーム選出による者 15 名以内、会長及び審判部推薦による者 10 名以内とする。

第 31 条 本規約の施行について必要な事項の細則は、理事会で別に定める。

第 32 条 本規約は、昭和 35 年 4 月 3 日より施行する。

附 則

昭和 36 年 4 月 9 日より施行する。

昭和 38 年 4 月 7 日より施行する。

昭和 39 年 4 月 3 日より施行する。

昭和 39 年 12 月 7 日より施行する。

昭和 40 年 1 月 27 日より施行する。

昭和 41 年 1 月 27 日より施行する。

昭和 42 年 1 月 27 日より施行する。

昭和 43 年 2 月 10 日より施行する。

昭和 49 年 3 月 15 日より施行する。

昭和 51 年 2 月 26 日より施行する。

平成 14 年 3 月 19 日より施行する。

平成 16 年 3 月 1 日より施行する。

平成 24 年 3 月 10 日より施行する。

平成 28 年 3 月 5 日より施行する。